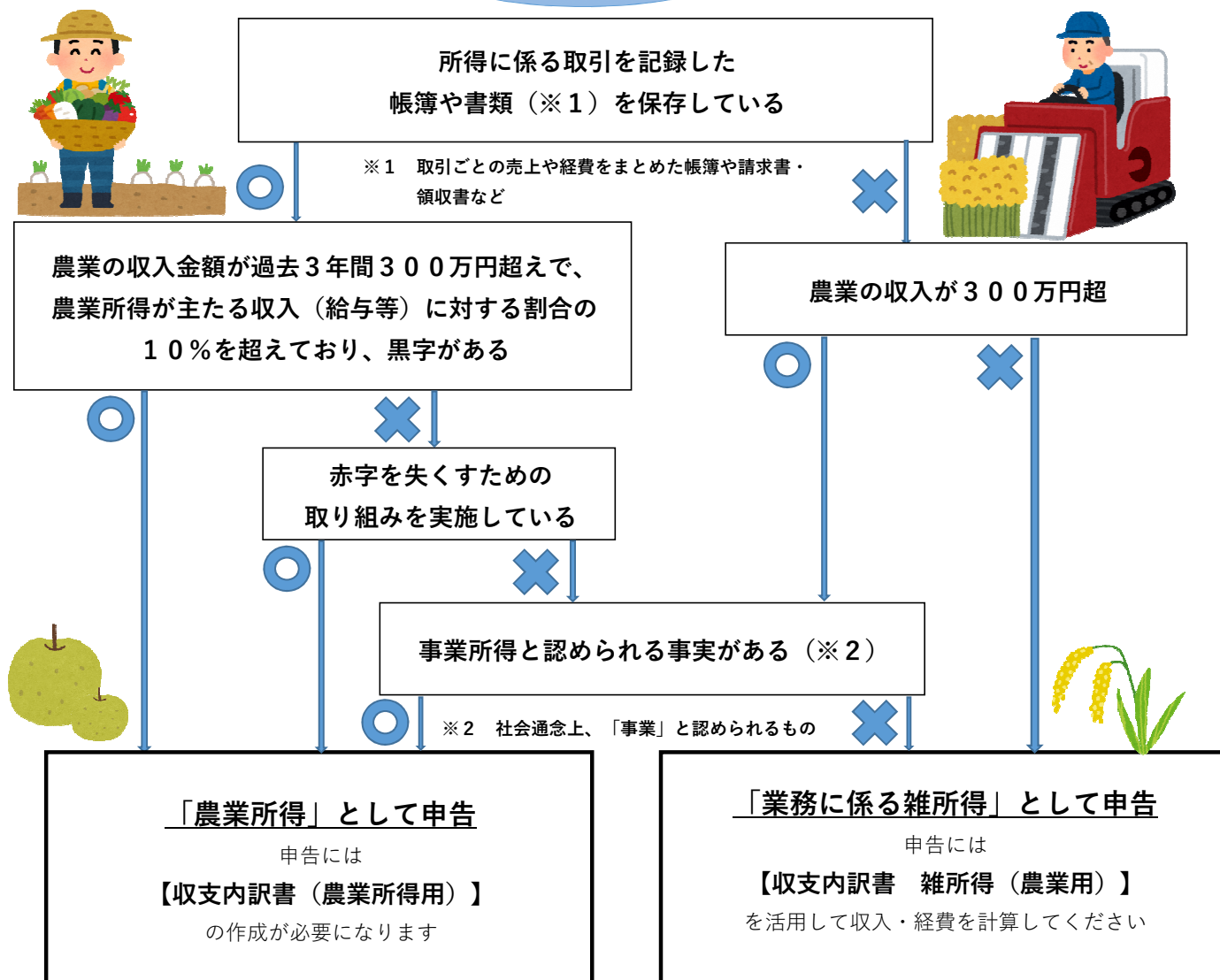


## 農業収入を申告される方へ

米、野菜、果物、果実などを育成し、農協などの企業や個人に販売しており、販売に伴う収入が300万円以下の方は「農業所得」ではなく、「雑所得」として申告が必要になる場合もあります。

フローチャートに沿って必要な書類を作成し、申告をお願いします。

### フローチャート



※1 補足 收支計算の根拠となる帳簿や領収書については、7年間（または5年間）の保存が必要となります。大切に保管ください。

※2 補足 ここで「事業」として扱われるものは、自己の責任をもって行うもので、営利目的かつ反復継続して行うものであることに加えて、費やした肉体的労力の程度、人的・物的設備の有無、その他の事実をもって総合的に勘案し、社会通念上「事業」と認められるものとされています。